

京都市交通局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市交通局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第29条の3第3項中「及び区役所」を削る。

(京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年3月31日)の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第11項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、
附則第11項の次に次の1項を加える。

12 一の職員が附則第8項及び第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の京都市交通局職員給与規程第18条の規定により住居手当の支給を受け
ることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職
員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの
者を一の職員とみなす。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)